

令和7年度庁議報告事項

第15回庁議（2025年11月11日）

子ども教育部保育園・幼稚園課

【件名】

認証保育所等保護者補助金における待機児童要件の撤廃について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和7年9月から実施されている都の第1子保育料無償化により、認可保育所や認証保育所を利用する場合は、保育料がほぼ無償となっている。認証保育所以外の認可外保育施設については、中野区では、待機児童のみを補助金の支給対象としていた。

こうした状況を踏まえ、令和8年度から、認証保育所等保護者補助金における待機児童要件を撤廃することを検討している。

1 対象施設

認証保育所以外の認可外保育施設

2 対象者

対象施設を利用している区内在住の保護者

3 変更内容

認証保育所や、待機児童要件を持ち認可外保育施設を利用する児童の保護者と同様に、待機児童要件が無い保護者に対しても月額上限7万円まで保育料に対する補助を実施する。

施設	待機児童 要件	補助限度額(月額)	
		変更前	変更後
認証保育所	－	7万円	7万円
認可外保育施設 (認証以外)	有	7万円	7万円
	無	0～2歳児課税世帯 0円	
		0～2歳児非課税世帯 4.2万円	
		3～5歳児世帯 3.7万円	